

虐待防止のための指針

一般社団法人 お気楽島

お気楽島（生活介護）

1. 基本的な考え方

「障害者虐待の防止、障害者の擁護者に対する支援等に関する法律」（以下、「障害者虐待防止法」という）が、平成 24 年 10 月 1 日から施行された。法第 1 条では、障害者に対する虐待が障害者の尊厳を害するものであり、障害者の自立及び社会参加によって障害者に対する虐待を防止することが極めて重要であるため、「障害者虐待の防止、擁護者に対する支援などに関する施設を促進し、権利利益の擁護に資すること」と、法の目的を定めている。

当事業所では、利用者への虐待は人権侵害であり、犯罪行為であると認識し、障害者虐待防止法に基づき、利用者の尊厳の保持・人格の尊重を重視し、障害者に対する虐待の禁止、予防及び早期発見を徹底するため本指針を策定する。

2. 虐待の定義

区 分	内 容 と 具 体 例
身体的虐待	暴力や体罰によって身体に傷やアザ、痛みを与える行為。身体を縛り付けたり、過剰な投薬によって身体の動きを抑制する行為 <具体的な例> ・平手打ちをする ・殴る ・蹴る ・壁に叩きつける ・つねる ・無理やり食べ物を口に入れる ・火傷、打撲をさせる ・身体的拘束〔柱や椅子やベッドに縛り付ける、医療的必要性に基づかない投薬によって動きを抑制する、ミトンやつなぎ服を着せる、部屋に閉じ込める、施設側の管理都合で睡眠薬を服用させる等）
性的虐待	性的な行為やその強要（表面上は同意しているように見えても、本心からの同意かどうかを見極める必要がある）。 <具体的な例> ・性交、性器への接触、性行為を強要する ・裸にする ・キスをする ・本人の前でわいせつな発言を発する、または会話する ・わいせつな映像を見せる ・更衣やトイレ等の場面のぞいたり、映像を撮影する
心理的虐待	脅し・屈辱等の言葉や態度、無視、嫌がらせ等によって精神的苦痛を与えること <具体的な例> ・「バカ」「アホ」等障害者を侮辱する言葉を浴びせる ・怒鳴る ・ののしる ・悪口を言う ・仲間に入れない ・子ども扱いする ・人格をおとしめるような扱いをする ・話しかけられているのに意図的に無視する
放棄・放置	食事や排泄、入浴、洗濯等身の世話や介護をしないこと。必要なサービスや医療や教育を受けさせない等によって障害者の生活環境や身体・精神的状態を悪化、または不当に保持しないこと。 <具体的な例> ・食事や水分を十分に与えない ・食事のいちじるしい偏りによって栄養状態が悪化している ・あまり入浴させない ・汚れた服を着せ続ける ・排泄の介助をしない ・髪や爪が伸び放題 ・室内の掃除をしない ・ゴミを放置したままにしてある等の劣悪な住環境の中で生活させる ・病気や怪我をしていても受診させない ・学校に行かせない

	<ul style="list-style-type: none"> ・必要な福祉サービスを受けさせない、または制限する ・同居人による身体的虐待を放置する
経済的虐待	<p>本人の同意なしに（あるいはだます等して）財産や年金、賃金を使ったり勝手に運用し、本人が希望する金銭の使用を理由なく制限すること。</p> <p><具体的な例></p> <ul style="list-style-type: none"> ・年金や賃金を渡さない ・本人の同意なしに財産や預貯金を処分、運用する ・日常生活に必要な金銭を渡さない、使わせない ・本人の同意なしに年金等を管理して渡さない

3. 虐待防止に係る検討委員会の設置

- 当事業所は、虐待の防止および早期発見への組織的対応を図ることを目的に、「虐待防止検討委員会」を設置するとともに、虐待防止に関する措置を適切に実施するための責任者を定める。
- 委員会の委員長および虐待防止対応責任者は法人代表理事が務める。
- 委員会の委員は、委員長が必要に応じて理事、職員等を招集する。また、第三者委員を委員に加えることができる。
- 委員会は、年1回以上、身体拘束適正化検討委員会と併せて委員長の招集により開催する。
- 虐待防止委員会は、虐待防止のための計画づくり、虐待防止のチェックとモニタリング、虐待発生後の検証と再発防止策の検討等に努めなければならない。
- 委員会の審議事項は次のとおりとする。
 - 虐待に対する基本理念、行動規範等、職員への周知に関すること。
 - 職員の人権意識を高めるための研修計画の策定に関すること。
 - 支援や職場環境等に関する悩みを相談することのできる体制に関すること。
 - 虐待予防、早期発見に向けた取組に関すること。
 - 虐待が発生した場合に、その対応に関すること。
 - 虐待の原因分析と再発防止策に関すること。

4. 虐待防止のための職員研修

- 職員に対する権利擁護および障害者虐待防止のための研修は、基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、本指針に基づき、権利擁護及び虐待防止を徹底する内容とする。
- 研修は年1回以上実施する。また、新規採用時には別途虐待防止のための研修を実施する。
- 研修の実施内容については、記録を作成し、資料と共に保存する。

5. 事業内で発生した虐待の報告方法等の方策

- 虐待等が発生した場合は、速やかに市に報告するとともに、その要因の速やかな除去に努める。客観的な事実確認の結果、虐待者が職員であった場合は、役職位等の如何を問わず、厳正に対処する。
- 緊急性の高い事案の場合は、市および警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を最優先する。

6. 虐待発生時の対応

- 利用者、利用者家族、職員等から虐待の通報を受けた場合は、本指針に従って対応する。
- 利用者の居宅において虐待等が疑われる場合は、関係機関に報告し、速やかな解決につなげるよう努める。
- 事業所内で虐待等が疑われる場合は、虐待防止対応責任者に報告し、速やかな解決につなげるよう努める。
- 事業所内における利用者への虐待は外部から把握しにくいことが特徴であることを認識し、職員は日頃から虐待の早期発見に努めなければならない。
- 事業所内において虐待が疑われる事案が発生した場合は、速やかに虐待防止検討委員会を開催し、事実関係を確認するとともに、必要に応じて第三者委員や関係機関に報告し必要な対応を行う。

7. 虐待等に係る苦情解決方法

- 虐待等の苦情相談については、その内容を虐待防止対応責任者に報告する。
- 苦情相談等で受け付けた内容は、個人情報の取扱いに留意し、相談をした利用者本人およびその家族に不利益が生じないよう細心の注意を払って対処する。
- 相談受付後の対応は、「6. 虐待発生時の対応に関する事項」に依るものとする。
- 対応の結果は、相談をした利用者本人およびその家族にも報告することとする。

8. 利用者等に対する当該指針の閲覧

利用者およびその家族、職員等は本指針をいつでも閲覧できるよう、ホームページに掲載を行い、積極的な閲覧の推進に努める。

9. その他虐待防止推進のために必要な事項

- 障害者の権利擁護等のため、利用者およびその家族に対して、利用可能な権利擁護事業等の情報を提供し、必要に応じて、成年後見人制度や社会福祉協議会、市の関係窓口を案内する等の支援を行う。
- 権利擁護および障害者虐待防止等のため、内部研修のほか、外部研修にも積極的に参加し、利用者の権利擁護とサービスの質の向上を目指すよう努める。

附則

この指針は、2022年（令和4年）3月1日より施行する。